

# いわき市農業委員会第10回総会議事録

## 1 開催日時

平成31年3月19日（火）13時00分から14時20分

## 2 開催場所

いわき市役所東分庁舎 5階 会議室

## 3 出席者（32人）

### (1) 農業委員（21人）

11	新妻信夫	21	和田正人
2	坂本和徳	12	佐川良平
3	蛭田元起	13	鈴木理
4	遠藤重和	14	蛭田秀史
5	藁谷昭夫	15	高木眞一
6	鈴木義直	16	木幡仁一
7	草野久仁昭	17	菅波一郎
8	箱崎寿正	18	大竹公治
		19	油座盛明
10	油座勝三	20	岡田光男

### (2) 事務局（11人）

太清光	事務局長
鈴木一徳	事務局次長
早水孝太郎	主任主査
林克伊	主任主査兼農地調整係長
野木隆司	農政振興係長
坂本聡	農政振興係 主査
宇佐見剛	農政振興係 主査
府川将人	農地調整係 主査
金成聡司	農地調整係 主査
石島大輔	農地調整係 事務主任
西山諒	農地調整係 事務主任

## 4 欠席者（3人）

1	草野庄一
9	松本英人
22	木田テイ子

## 5 会議の概要

事務局  
(鈴木次長)

本日は、お忙しい中、いわき市農業委員会第10回総会にご参集を頂き、ありがとうございます。

はじめに、お手元にお配り致しました資料を確認させていただきます。

- 第10回総会議案書
- 許可申請に係る意見及び決定理由書
- 現地調査位置図
- 【資料1】いわき市農業委員会第11回総会の開催について
- 【資料2】いわき市農業委員会からのお知らせ

以上、5点です。

なお、いわき市農業委員会総会会議規則第22条において、「委員は、総会中、みだりに議席を退くことができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、議長の許可を得て退くことができる。」とされております。総会開催前に、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードの設定について、ご協力をお願い致します。

続きまして、農業委員会憲章唱和でございますが、唱和のご発声を、議席番号10番 油座 勝三 委員よりお願い致します。

10番  
油座(勝)委員

私が、いわき市農業委員会憲章の前文4行を読み上げますので、「一、農業・農村の代表として、」から引き続きご唱和ください。

— 憲章唱和 —

事務局  
(鈴木次長)

ありがとうございました。

本日の総会につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づきまして会長が招集させて頂いております。議事に先立ちまして、会長に代わり、蛭田元起会長職務代理者より、ご挨拶申し上げます。

蛭田会長  
職務代理者

いわき市農業委員会第10回総会の開催にあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。

皆様には、午前中の研修会に引き続き、ご出席を賜り感謝申し上げます。

本日の総会では、定例となります農地法に係る許可申請等のほか、荒廃農地の農地・非農地の判断について、ご審議を頂きます。

皆様には、慎重且つ円滑なご審議を賜りますようお願い申し上げます。まして、挨拶と致します。

事務局  
(鈴木次長)

ありがとうございました。

それでは、これより議事に入りますが、議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定に基づき会長が議長となるものですが、農業委員会等に関する法律第5条第5項において、「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する。」と定められていることから、草野庄一会長の欠席に伴いまして、議長を蛭田元起会長職務代理者に務めて頂きます。また、議長の補佐を太事務局長が務めますことをご了承賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、蛭田会長職務代理者、よろしくお願い致します。

議長  
(蛭田職代)

それでは、議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行に努めて参りたいと思っておりますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。

本日の通告欠席でございますが、

議席番号1番 草野 庄一 委員

9番 松本 英人 委員

22番 木田テイ子 委員でございます。

現在、委員24名中、21名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定の過半数を超えております。本日の総会は成立することをご報告致します。

次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会、閉会は議長が宣告することとなっておりますので、宣告致します。

只今より、いわき市農業委員会第10回総会を開会致します。

次に、議事録署名人の指名でございますが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名致します。

議席番号20番 岡田 光男 委員

21番 和田 正人 委員

以上2名にお願い致します。

また、書記は事務局にお願い致します。

なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、農業委員会は、総会等の終了後速やかに市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを要約することなく、詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供することとされております。

これにより、総会議事録の作成については、委員個人名と発言内容のすべてを記載する全文記録方式と致します。

また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。

議 長 (蛭田職代)	次に、会務報告を事務局よりお願い致します。
事務局 (鈴木次長)	－総会議案書 2 ページにより会務報告－
議 長 (蛭田職代)	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、只今より議事の審議に入りますが、その前に議案、報告案件で取下げ、訂正、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (林係長)	<p>取下げ、訂正、追案等について説明致します。</p> <p>「議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」において、訂正が 1 件、「議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」において、取下げが 1 件ございます。</p> <p>詳細につきましては、議案説明の際、担当者から説明致します。私からの説明は以上です。</p>
議 長 (蛭田職代)	<p>それでは議事に入ります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第 31 条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。今回、</p> <p>「議案第 5 号 いわき市農用地利用集積計画について」において、  議席番号 1 番 草野 庄一 委員  17 番 菅波 一郎 委員  23 番 小泉 昌男 委員が、</p> <p>「議案第 6 号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について」において、  議席番号 21 番 和田 正人 委員が該当しております。</p> <p>議案審議の際は、一時退室願います。</p> <p>その他、該当する方がいらっしゃれば、該当する議案審議の際、申し出て下さい。</p> <p>それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (林係長)	<p>議案書の 3 ページをお開き願います。</p> <p>－議案第 1 号を朗読、審議事項を説明－</p> <p>詳細につきましては、担当者が説明致します。</p>

事務局  
(金成主査)

議案説明書 2 ページをお開き願います。  
農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてでございます。  
説明に入る前に、議案説明書の訂正を 1 件お願いします。  
番号 9 番について、申請土地の所在地番が遠野町とありますが、外 4 筆の記載が漏れておりましたので追記をお願いします。  
それでは説明させていただきます。  
地図については、別紙現地調査位置図を併せてご覧ください。  
番号 1 番、申請地は平、地目は田、面積は 1,290㎡でございます。  
権利移動事由は売買による所有権の移転でございます。  
外 7 件、番号 8 番までは売買による所有権の移転でございます。  
なお、番号 1 番から番号 5 番までは譲受人を同一とする同時申請であります。  
続きまして、番号 9 番、申請地は遠野町外 4 筆、地目は全て田、面積は計 6,776㎡でございます。  
権利移動事由は使用貸借権の設定でございます。  
外 2 件、番号 11 番までは使用貸借権の設定であり、番号 9 番については新規で就農する案件でございます。  
なお、番号 9 番の案件について、設定人は相続により当該地の所有権を取得しましたが、遠方のため耕作することができないことから、甥である被設定人に使用貸借権を設定するものです。  
被設定人は小名浜地区に在住しておりますが、勤務地は遠野町にあり、農機具等については勤務地での保管が可能であること、及び以前から当該地の耕作の手伝いをしていたことから、営農は可能であります。  
また、番号 10 番、及び番号 11 番は被設定人を同一とする同時申請であり、被設定人の権利取得後の経営面積は 3,751㎡であります。本市農業委員会が定める下限面積の例外 3,000㎡が適用されるため、下限面積要件を満たしております。  
今月の 3 条許可申請面積は田 11,967㎡、畑 2,898㎡、合計 14,865㎡となります。  
番号 1 番から番号 11 番までについては、3 条許可ができない場合を示した農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。  
説明は以上です。

議 長  
(蛭田職代)

只今、事務局より、議案第 1 号について説明がありました。  
ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

14番 蛭田(秀)委員	議席番号14番の蛭田秀史です。 番号1番から9番の事案につきまして、現地を調査した結果、特 段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (蛭田職代)	続いて、事務局、お願い致します。
事務局 (金成主査)	番号10番、及び11番の事案につきまして、現地を調査した結果、 特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (蛭田職代)	只今の報告では、特に問題無いと判断されるとのことでしたが、 その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございますか。  －意見無しとの声有り－
議 長 (蛭田職代)	ご意見無しとの声がありますので、お諮り致します。 議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ござい ませんか。  －異議無しとの声有り－
議 長 (蛭田職代)	ご異議無しと認め、議案第1号、農地法第3条第1項の規定によ る許可申請については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に ついて、事務局の説明を求めます。
事務局 (林係長)	議案書の4ページをお開き願います。 －議案第2号を朗読、審議事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (石島主任)	議案説明書5ページをお開き願います。 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について でございます。 配付しております、現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決 定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いします。 次の6ページをお開き願います。

事務局  
(石島主任)

説明に入る前に議案の取下げがございます。番号6番の案件につきまして、申請書及び添付書類に不備があるという理由から、申請人より取下願の提出があったため、取下げとなります。それに伴い、議案第2号全体の面積が変更になり、田の面積が4,773㎡から2,140㎡に、合計面積が9,990.86㎡から7,357.86㎡に変更になります。

それでは説明致します。

番号1番、申請地は平、登記地目は畑、転用面積は44.84㎡、権利移動事由は賃借権の設定、転用目的は駐車場です。

事業実施の確実性につきましては、現在、被設定人世帯は自家用車を3台所有しておりますが、宅地の形状が不整形であり、かつ、面積が小さいことから、その内1台は宅地から道路へ架かる橋の上に駐車しています。このため、毎日車の入れ替えを強いられ、日常生活に支障をきたしていることから、駐車場の敷地を拡張し、この問題の解決を図る案件であり、事業実施は確実です。

番号2番、申請地は平外2筆、登記地目は田、転用面積は255㎡、権利移動事由は使用賃借権の設定、転用目的は駐車場・通路敷地です。

事業実施の確実性につきましては、立錫鹿島神社の境内地の周囲は水田で囲まれており、境内地内には設定人の家族以外の駐車場を確保できない状況にあります。年間祭祀の参加者のための駐車場を確保する案件であることから、事業実施は確実です。

番号3番、申請地は平、登記地目は田、転用面積は947㎡、権利移動事由は賃借権の設定、転用目的は駐車場です。

事業実施の確実性につきましては、現在、株式会社マルト草野店の従業員駐車場として使用している土地に、株式会社コメリが新しい店舗を出店する計画があり、株式会社マルト草野店の新たな従業員駐車場の確保が必要なことから、事業実施は確実です。

番号4番、申請地は川部町、登記地目は田、転用面積は229㎡、権利移動事由は売買による所有権の移転、転用目的は自己住宅敷地です。

事業実施の確実性につきましては、譲受人はアパートに居住していますが、子供の成長に伴い居住スペースが手狭になり、新たな住居を探しております。また、譲渡人は農業後継者もおらず、代わりに農作業をする者も見つからないことから、申請地の管理に苦慮しています。

この度、申請地の売買について両者の思惑が一致したことから、住宅を建築したいという案件であり、事業実施は確実です。

事務局  
(石島主任)

番号5番、申請地は内郷外1筆、登記地目は田、転用面積は709㎡、権利移動事由は売買による所有権の移転、転用目的は太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、設定人は農業従事者の不足等を理由に農業を継続していくことが困難な状況にあります。申請地は休耕地となっており、その有効活用を図るため、太陽光発電設備を設置する案件であることから、事業実施は確実です。

番号7番、申請地は大久町、登記地目は畑、転用面積は957㎡、権利移動事由は賃借権の設定、転用目的は太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、設定人は高齢であり、体力的に農作業が困難となってきました。また、設定人は農業経営の後継者がおらず、農業従事者の確保が困難な状況にあります。休耕地の原野化の防止、及び農業収入の減少の補てんを図るため、太陽光発電設備を設置する案件であることから、事業実施は確実です。

番号8番、申請地は大久町、登記地目は畑、転用面積は1,074㎡、権利移動事由は賃借権の設定、転用目的は太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、設定人は高齢であり、体力的に農作業が困難となってきました。また、設定人は農業経営の後継者がおらず、農業従事者の確保が困難な状況にあります。休耕地の原野化の防止、及び農業収入の減少の補てんを図るため、太陽光発電設備を設置する案件であることから、事業実施は確実です。

番号9番、申請地は大久町、登記地目は畑、転用面積は1,386㎡、権利移動事由は賃借権の設定、転用目的は太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、設定人は高齢であり、体力的に農作業が困難となってきました。また、設定人は農業経営の後継者がおらず、農業従事者の確保が困難な状況にあります。休耕地の原野化の防止、及び農業収入の減少の補てんを図るため、太陽光発電設備を設置する案件であることから、事業実施は確実です。

番号10番、申請地は小川町、登記地目は畑、転用面積は1,442㎡、権利移動事由は売買による所有権の移転、転用目的は太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、申請地は以前、設定人のおじが耕作しておりましたが、耕作をやめて以来、約10年間は休耕状態にあります。設定人は耕作の意思は無く、第三者に農地を貸すことも検討しましたが、借り手が見つかりませんでした。休耕地となっている申請地を有効活用するため、太陽光発電設備を設置する案件であることから、事業実施は確実です。



事務局  
(石島主任)

なお、番号11番、及び12番については、携帯電話基地局工事に伴う仮設トイレ、作業用地としての一時転用案件であるため、詳細の説明は省略させていただきます。

以上12件、面積は田2,140.00㎡、畑5,217.86㎡、合計7,357.86㎡となります。

説明は以上です。

議長  
(蛭田職代)

只今、事務局より、議案第2号について、説明がありました。ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

15番  
高木委員

議席番号15番の高木眞一です。

番号1番から10番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。

報告は以上です。

議長  
(蛭田職代)

続いて、事務局、お願い致します。

事務局  
(石島主任)

番号11番、及び12番の事案につきまして、一時転用案件であるため、事務局のみで現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。

報告は以上です。

議長  
(蛭田職代)

只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございますか。

－意見無しとの声有り－

議長  
(蛭田職代)

ご意見無しとの声がありますので、お諮り致します。

議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

－異議無しとの声有り－

議長  
(蛭田職代)

ご異議無しと認め、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。

次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局の説明を求めます。

事務局 (林係長)	議案書の5ページをお開き願います。 －議案第3号を朗読、審議事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (府川主査)	議案説明書8ページをお開き願います。 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、ご説明致します。 議案説明書9ページをお開き願います。 配付しております、現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。 番号1番、申請地は大久町、登記地目は田、登記地積は851㎡です。 転用目的は現場事務所及び仮置場(一時転用)です。 本申請地は農地法第5条許可を受けている土地で、許可年月日は平成30年1月31日です。 変更項目は転用事業者です。 変更前の転用事業者は、株式会社エム・テックです。 変更後の転用事業者は、株式会社本間組 東北支店です。 変更事由は、常磐自動車道4車線化工事を東日本高速道路株式会社から請け負っていた、転用事業者である株式会社エム・テックが破産し、事業継続が不可能となりました。そのため、株式会社エム・テックから株式会社本間組へ事業を承継し、常磐自動車道4車線化工事の施工を継続するものです。 転用目的、及び被害防除計画に変更は無く、事業計画区域については現状地盤の上に保護シートと鉄板を敷き、土砂の流出を防止するため、周囲の土地に被害等を及ぼすおそれはありません。 説明は以上です。
議 長 (蛭田職代)	只今、事務局より、議案第3号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。
事務局 (府川主査)	番号1番の事案につきまして、一時転用案件の事業計画変更であるため、事務局のみで現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (蛭田職代)	只今の報告では、特に問題ないと判断されるところでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございますか。  －意見無しとの声有り－

議 長  
(蛭田職代)      ご意見無しとの声がありますので、お諮り致します。  
議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

－異議無しとの声有り－

議 長  
(蛭田職代)      ご異議無しと認め、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については、原案のとおり可決致します。

次に、議案第4号、荒廃農地(B分類)の農地・非農地の判断について、事務局の説明を求めます。

事務局  
(早水主任主査)      議案書の6ページをお開き願います。  
－議案第4号を朗読し、審議事項を説明－  
詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局  
(宇佐見主査)      議案説明書10ページをお開き願います。  
議案第4号、荒廃農地(B分類)の農地・非農地の判断についてでございます。

次の11ページをお開き願います。

それでは、説明させていただきます。

対象地は、管理番号1番、所在が小川町、公簿地目は田、公簿面積は122㎡、外35筆でございます。

13ページをお開きください。

今回の非農地判断対象地は、田が8筆3,996㎡、畑が21筆28,661㎡、原野が7筆6,357㎡、合計が36筆39,014㎡であります。

この農地・非農地の判断にかかる議案について補足説明致します。

本議案については、農林水産省が定めた「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領」に基づき「荒廃農地調査」を実施しており、今年度においては10月から1月にかけて各地区の荒廃農地の状況を調査致しました。

この調査により、既に山林・原野化しており、農地として再生することが困難と見込まれる農地については、農業委員会において、農地法の対象となる「農地」として取り扱うか否かの判断を行なうこととなっているものです。

当該調査につきましては、事務局で精査したところ、対象として取り扱うべき土地が、78筆あることを確認致しました。

なお、公簿地目「原野」についてですが、いずれも農地台帳上の地目が「畑」とされている土地であり、今回の調査の結果、全て山

事務局  
(宇佐見主査)

林・原野化していることが確認されたため、非農地判断対象地に含めたものであります。

その後、2月4日付で、市農業振興課、各土地改良区など、関係機関に「調査の対象とならない農地」かどうかを確認した後、2月20日に、土地所有者等へ非農地判断に係る事前通知書を送付し、所在と現況が一致しているか、非農地判断対象からの除外を希望するかについて意向を確認致しました。

これらの確認により、最終的に今回の36筆、39,014㎡を非農地判断することについて、お諮りするものであります。

説明は以上です。

議長  
(蛭田職代)

只今、事務局より、議案第4号について説明がありましたが、委員の皆様から何かご意見・ご質問等はございますか。

－意見無しとの声有り－

議長  
(蛭田職代)

ご意見無しとの声がありますので、お諮り致します。  
議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

－異議無しとの声有り－

議長  
(蛭田職代)

ご異議無しと認め、議案第4号、荒廃農地(B分類)の農地・非農地の判断については、原案のとおり可決致します。

次に、議案第5号、いわき市農用地利用集積計画について審議致しますが、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に

議席番号1番 草野 庄一 委員

17番 菅波 一郎 委員

23番 小泉 昌男 委員が該当しております。

菅波委員、小泉委員は一時退室をお願い致します。

－菅波一郎委員・小泉昌男委員 退室－

議長  
(蛭田職代)

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局  
(林係長)

議案書の7ページをお開き願います。

－議案第5号を朗読し、審議事項を説明－

詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局  
(西山主任)

議案説明書14ページをお開き願います。  
農用地利用集積計画第18号から22号の内容について説明致します。  
次のページをお開き願います。  
第18号は公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理事業により新たに農地中間管理権を取得する事案でございます。  
実施地区は平、勿来、四倉、三和。  
借り手1名、貸し手30名、対象筆数、田135筆、畑1筆、面積、田162,591㎡、畑236㎡となっております。  
第19号は新たに利用権(賃貸借)を設定する事案でございます。  
実施地区は平、勿来、常磐、四倉、遠野、小川。  
借り手9名、貸し手18名、対象筆数、田49筆、面積59,071㎡となっております。  
第20号は新たに利用権(使用貸借)を設定する事案でございます。  
実施地区は四倉。  
借り手1名、貸し手1名、対象筆数、田1筆、面積2,254㎡となっております。  
第21号は貸借期間の満了に伴い、利用権(賃貸借)を再度設定する事案でございます。  
実施地区は平、勿来、常磐、四倉、遠野、小川、久之浜・大久。  
借り手19名、貸し手30名、対象筆数、田121筆、畑3筆、面積、田118,133㎡、畑2,405㎡となっております。  
次のページをお開き願います。  
第22号は貸借期間の満了に伴い、利用権(使用貸借)を再度設定する事案でございます。  
実施地区は平、四倉。  
借り手3名、貸し手3名、対象筆数、田5筆、畑2筆、面積、田5,010㎡、畑1,988㎡となっております。  
次のページをお開き願います。  
農用地利用集積計画、平成30年度第18号。  
農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。公告が平成31年3月29日、いわき市となっております。  
次のページをお開き願います。  
「農用地利用権設定地区別総括表」については、先の概要で説明したとおりです。  
次のページをお開き願います。  
「農用地利用権設定個人別表」でございます。  
番号1番、土地の所在は平外3筆、現況地目は田、面積3,408㎡、

事務局  
(西山主任)

外29件、詳細につきましては、記載のとおりです。

22ページをお開き願います。

農用地利用集積計画、平成30年度第19号。

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。公告が平成31年3月29日、いわき市となっております。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定地区別総括表」については、先の概要で説明したとおりです。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定個人別表」でございます。

番号1番、土地の所在は平外6筆、現況地目は田、面積6,532㎡、外17件、詳細につきましては、記載のとおりです。

26ページをお開き願います。

農用地利用集積計画、平成30年度第20号。

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。公告が平成31年3月29日、いわき市となっております。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定地区別総括表」については、先の概要で説明したとおりです。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定個人別表」でございます。

番号1番、土地の所在は四倉町、現況地目は田、面積2,254㎡、詳細につきましては、記載のとおりです。

次のページをお開き願います。

農用地利用集積計画、平成30年度第21号。

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。公告が平成31年3月29日、いわき市となっております。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定地区別総括表」については、先の概要で説明したとおりです。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定個人別表」でございます。

番号1番、土地の所在は平外5筆、現況地目は田、面積3,723㎡、外31件、詳細につきましては、記載のとおりです。

35ページをお開き願います。

農用地利用集積計画、平成30年度第22号。

事務局  
(西山主任)

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。公告が平成31年3月29日、いわき市となっております。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定地区別総括表」については、先の概要で説明したとおりです。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定個人別表」でございます。

番号1番、土地の所在は平外1筆、現況地目は畑、面積1,988㎡、外2件、詳細につきましては、記載のとおりです。

以上、第18号から第22号の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

農用地利用集積計画については、以上です。

議長  
(蛭田職代)

只今、事務局より、議案第5号について説明がありましたが、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

－意見無しとの声有り－

議長  
(蛭田職代)

ご意見無しとの声がありますので、お諮り致します。議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

－異議無しとの声有り－

議長  
(蛭田職代)

ご異議無しと認め、議案第5号、いわき市農用地利用集積計画については、原案のとおり可決致します。

それでは、菅波委員、小泉委員、入室願います。

－菅波一郎委員・小泉昌男委員 入室－

議長  
(蛭田職代)

次に、議案第6号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について審議致しますが、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に、

議席番号21番 和田 正人 委員が該当しております。

和田委員は一時退室をお願い致します。

－和田正人委員 退室－

議 長  
(蛭田職代)

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局  
(林係長)

議案書の8ページをお開き願います。  
－議案第6号を朗読し、審議事項を説明－  
詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局  
(西山主任)

議案説明書38ページをお開き願います。  
農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、いわき市が作成しました農用地利用配分計画(案)について、意見を求められたためお諮りするものです。

次のページをお開き願います。

番号1番、土地の所在は平、現況地目は田、面積2,565㎡、外17件、詳細につきましては、記載のとおりです。

なお、農用地利用配分計画(案)は先ほど可決した、議案第5号、いわき市農用地利用集積計画について、に基づいて作成されたものです。

これは、平成31年度中に賃借料を支払うためには、6月のいわき市農業委員会総会で配分計画の意見の決定を行う必要があります、年度当初に申請が集中する関係から、事務負担を平準化するため、農用地利用集積計画作成と同月での農用地利用配分計画の意見の決定を、福島県農業振興公社より依頼されたものです。

なお、農用地利用集積計画作成と農用地利用配分計画作成を平行して進めることについては、手続き上、問題はありません。

また、借り手は農地中間管理機構へ借受者として登録された方の中から選定されております。

農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項及び福島県農業振興公社農地中間管理事業の実施に関する規程第13条のとおり、県知事認可の各要件を満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長  
(蛭田職代)

只今、事務局より、議案第6号について説明がありましたが、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

－意見無しとの声有り－

議 長  
(蛭田職代)

ご意見無しとの声がありますので、お諮り致します。議案第6号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。



－異議無しとの声有り－

議 長  
(蛭田職代)

ご異議無しと認め、議案第6号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定については、原案のとおり可決致します。

それでは、和田委員、入室願います。

－和田正人委員 入室－

次に、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局の説明を求めます。

事務局  
(林係長)

議案書の9ページをお開き願います。

－報告第1号を朗読、専決事項を説明－

詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局  
(西山主任)

議案説明書の41ページをお開き願います。

農地法第3条届出について、説明致します。

次のページをお開き願います。

番号1番、土地の所在地は錦町、登記地目は畑、面積は260㎡、権利を取得した日は平成30年8月21日、権利を取得した事由は相続、取得した権利の種類及び内容は所有権、農業委員会によるあっせん等の希望の有無は無、受理年月日は平成31年1月23日でございます。外17件ございました。

議案説明書45ページをお開き願います。

権利取得面積は田79,455㎡、畑34,942㎡、合計114,397㎡でございます。

以上を事務局長が専決処分しましたので、報告致します。

議 長  
(蛭田職代)

以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。

次に、報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、事務局より説明を願います。

事務局  
(林係長)

議案書の10ページをお開き願います。

－報告第2号を朗読、専決事項を説明－

詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局  
(西山主任)

議案説明書の46ページをお開き願います。  
農地法第4条届出について、説明致します。  
次のページをお開き願います。

番号1番、土地の所在地は金山町、登記地目は畑、面積は541㎡、  
転用目的は共同住宅敷地、都市計画法上の区分は第一種住居地域、  
工事着工年月日は平成31年3月1日、受理年月日は平成31年2月5  
日でございます。外3件ございました。

転用面積は田921㎡、畑541㎡、合計1,462㎡でございます。  
以上を事務局長が専決処分しましたので、報告致します。

議 長  
(蛭田職代)

以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご  
承知願います。

次に、報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地  
転用届出について、事務局より説明を願います。

事務局  
(林係長)

議案書の11ページをお開き願います。  
－報告第3号を朗読、専決事項を説明－  
詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局  
(西山主任)

議案説明書の48ページをお開き願います。  
農地法第5条届出について、説明致します。  
次のページをお開き願います。

番号1番、土地の所在地は平、登記地目は畑、面積は409㎡、転用  
目的は宅地造成及び分譲、都市計画法上の区分は準工業地域、工事  
着工年月日は平成31年10月1日、受理年月日は平成31年2月5日  
でございます。外19件ございました。

議案説明書54ページをお開き願います。  
転用面積は田80,448.37㎡、畑13,286.20㎡、合計93,734.57㎡で  
ございます。  
以上を事務局長が専決処分しましたので、報告致します。

議 長  
(蛭田職代)

以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご  
承知願います。

次に、報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知につい  
て、事務局の説明を求めます。

事務局 (林係長)	議案書の12ページをお開き願います。 －報告第4号を朗読し、報告事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (金成主査)	議案説明書55ページをお開き願います。 農地法第18条第6項の規定による通知について説明致します。 次の56ページをお開き願います。 番号1番、土地の所在地は三和町外1筆、登記地目は田、面積は計706㎡でございます。 土地の引渡し次期は平成31年2月12日でございます。 外3件、田が16,403㎡、畑が0㎡、合計面積は16,403㎡でございます。 以上、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知がありましたので、報告致します。
議 長 (蛭田職代)	以上、事務局説明のとおり、合意解約の報告でありますので、ご承知願います。 次に、報告第5号、相続税の納税猶予に関する適格者証明書について、事務局の説明を求めます。
事務局 (野木係長)	議案書の13ページをお開き願います。 －報告第5号を朗読し、専決事項を説明－ 議案説明書の57ページ、58ページをお開き願います。 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について、説明致します。 2月は1件の証明願がありました。合計面積は田7,498㎡、畑536㎡、合計8,034㎡になります。 審査の結果、租税特別措置法第70条の6第1項に規定する適格者であるものと判断し、証明書を交付致しました。 以上、事務局長が専決処分しましたので、報告致します。
議 長 (蛭田職代)	以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。 次に、報告第6号、引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、事務局の説明を求めます。
事務局 (野木係長)	議案書の14ページをお開き願います。 －報告第6号を朗読し、専決事項を説明－ 議案説明書の59ページ、60ページ、及び61ページをお開き願います。

事務局  
(野木係長)

引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、説明致します。

2月は13件の証明願があり、贈与税及び相続税の納税猶予と不動産取得税の徴収猶予についての案件でありました。

面積は田108,612㎡、畑31,340㎡、採草放牧地363㎡、合計140,315㎡になります。

審査の結果、引き続き農業経営を行っているものと判断し、証明書を交付致しました。

以上、事務局長が専決処分しましたので、報告致します。

議長  
(蛭田職代)

以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。

これをもちまして、本日の議事は全て終了致しました。

次に、その他に移ります。まず、事務局から何かございますか。

事務局  
(野木係長)

【資料1】いわき市農業委員会第11回総会の開催について

【資料2】いわき市農業委員会からのお知らせ

(耕作証明書が変わります)

議長  
(蛭田職代)

ありがとうございました。

その他、委員の皆様から何かございますか。

特に無いようでありますので、これをもちまして、いわき市農業委員会第10回総会を閉会致します。